

令和7年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点チーフコーディネーター）」に係る公募要領

令和7年4月30日

関東経済産業局

関東経済産業局では、令和7年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」の実施に向け、千葉県、長野県のよろず支援拠点の中心的な役割を担う「チーフコーディネーター」を以下の要領で募集します。

1. よろず支援拠点事業の目的（概要）

中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や資金繰り等の様々な経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に設置することによって、地域の支援機関（※）と連携しながら、その解決を支援し、地域経済の活性化を図ります。その際、国及び地方自治体の地域活性化策を含む総合的な施策活用を図ります。

また、本事業を通じて地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関の連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

※ 「支援機関」とは、商工会・商工会議所、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会等を指します。

2 - ①. 令和7年度チーフコーディネーターとして採用された場合の業務内容等

（1）業務内容

チーフコーディネーターは、中小企業・小規模事業者等の経営支援の重要性や、地域の実態等を踏まえ、イ）～二）を取り組むための相談体制の整備、支援の実行など中小企業・小規模事業者等の課題解決に向けた業務を行います。

その際に、よろず支援拠点事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）と原則、直接契約を結び、実施機関及びチーフコーディネーターを補佐するサブチーフコーディネーター及びコーディネーターと相互に協力・連携しながら業務を行うこととし、その実施に当たって、実施機関の規律等を踏まえ、専門的知見や能力等を最大限活かしながら業務を行うこととします。（※1）

また、よろず支援拠点全国本部（※2）（以下「全国本部」という。）の支援メニュー等の活用やサポートを受けて業務を行います。チーフコーディネーターとして業務を行うために必要な相談対応スキル向上のため、原則、研修を受講の上、中小企業・小規模事業者等の相談対応を行うこととします。採用時点でチーフコーディネーターとしてのスキルが身についており、研修を受ける必要が無いと実施機関が判断した場合は、研修を受講しないことも可能とします。

（※1）事業実施地域は、原則として実施機関が所在する都道府県内とします。また、支援対象者は原則として実施機関が所在する都道府県内において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。ただし、当該都道府県を越えて他の拠点からの要請があった場合には、他の都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等からの相談にも対応します。

（※2）よろず支援拠点の事業全体の管理、相談対応・支援力向上のサポート（活動支援、

評価、連携強化)等を図り、効率的に事業を実施するために独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置する組織です。

イ) ワンストップサービスの提供

- 課題が明確でない相談や複合的な課題など、様々な経営相談をワンストップで対応できる相談体制を整備し、相談内容に応じて適切な支援機関・専門家につなぐ役割を提供。
- 国や地方自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につなぐ役割を提供。
- 上記でつないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者等を通じフォローアップを実施する。

ロ) コーディネート機能を発揮するための体制整備、支援機関等との連携強化

- この支援機関では対応できない課題を、地域の支援機関等につなぐ等、地域のハブとして総合的な課題解決支援を実施する。
- 地域全体のハブとしての機能を最大限に発揮するため、中小企業活性化協議会や事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとする地域の支援機関、地方自治体、他のよろず支援拠点、大学、企業及び公設支援研究機関等との定期的な会議やセミナーの開催を通じた連携の強化を図る。

ハ) 他の支援機関では解決困難な高度な経営アドバイスの実施

- 他の支援機関では十分に解決できない売上拡大や経営改善等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。
- 足下の短期的な課題解決に取り組みつつ、本質的な経営課題が明らかになった場合等においては、課題設定型の支援に取り組み中長期的な課題解決の達成を目指す。

(具体的な支援のイメージ例)

- ✓ 相談者が抱える顕在化していない本質的課題を発見・分析し、新商品のアイデアやデザイン等の提案など、新たな顧客獲得にかかるアドバイスを行う。
- ✓ 商品のPR方法の提案や販路拡大支援等を行う。

- 他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者等の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

(具体的な支援のイメージ例)

- ✓ 経営改善計画策定時のアドバイス、計画策定後のフォローアップを行う。
- ✓ 複雑な再生・経営改善案件に対する複数の専門家で編成したチームによる支援を行う。

二) その他

- 本事業の役割や取組状況、実績について、メディアへの積極的な情報提供や SNS、プレ

スリリース等を使った情報発信等を通じて露出度を高めることで、中小企業・小規模事業者等及び支援機関等に対する広報を行う。

- 全国本部が作成する成果事例集等を活用しながら、よろず支援拠点の PR や成果報告を目的としたセミナーを開催する。
- よろず支援拠点事業を委託する関東経済産業局が支援能力の向上及び中小企業・小規模事業者等支援等に必要と認める一切の業務を実施する。

(2) 契約条件等

- 【報酬】 依頼業務 1 事案につき、50,000 円（税抜き）とします。
- なお、1 事案は概ね 1 日程度の業務量とします。
 - 1 日の業務量が半分の場合は、半額の報酬を目安とします。
- 【契約形態】 原則、実施機関と本人が契約手続きを行うこととします。
- 【勤務日数等】 原則、週 5 日とし、週 5 日勤務できない場合は、週 3 日以上とします。
- 週 5 日勤務できない場合、週 5 日勤務に劣らないパフォーマンスを出すように努めることとします。
 - 採用後、チーフコーディネーター、実施機関、関東経済産業局との協議の上で、年 240 日を下回る場合もあります。
- 【契約期間】 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 事業を円滑に実施するため必要があると実施機関が判断した場合には、実施機関と関東経済産業局との協議の上、当該契約期間を下回ることがあります。

「3. (2) 応募に当たっての注意事項 ⑤」に掲げる採択の取り消し事由のいずれかに該当すると認める場合には、実施機関は関連法令を遵守し、関東経済産業局協議の上、当該契約等を解除することができ、かつ、「3. (2) 応募に当たっての注意事項 ⑤」に基づき、採択が取り消される場合があります。

(3) 事業目標・事業計画の設定

チーフコーディネーターは全国本部の依頼を踏まえ、全国本部が評価等のために活用する事業目標・事業計画について、実施機関との協議後、関東経済産業局の了承を得た上で、速やかに設定することとします。

(4) 業務内容の報告・支援事例の提出等

よろず支援拠点は、相談対応状況、支援実績、フォローアップ状況等について、全国的な集計、分析、ノウハウの共有、評価等のために支援実績管理システム（※）を用いて、全国本部に対して、毎月支援実績等を報告することとします。

併せて、本システムを用いて相談カルテ（相談内容の記録）を管理することとします。また、支援を行った案件（ワンストップでつないだ地域の支援機関等による支援案件を含む）のうち、先進的な支援ノウハウとして支援機関や他のよろず支援拠点等に移転できると考えられる支援事例等は、研修等を通じて報告いただきます。

なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、全国本部の事務連絡に従うものとします。

※ よろず支援拠点内での情報共有を円滑化し、支援活動をより効率的に行えるようにするとともに、支援実績の迅速かつ正確な集計を可能とすることを目的としたクラウド上のシステム。

(5) 評価方針

よろず支援拠点の評価については、目標設定、事業実施、事後評価、フィードバック、改善といった事業のPDCAサイクルに沿った評価を実施。各都道府県の実情に応じて、相談体制を整備するとともに、地域のリソースを最大限活用しながら、ワンストップ機能やコーディネート機能、高度な経営アドバイス機能を発揮し、相談者が抱える経営課題に対して、総合的な課題解決に取り組むことを評価します。具体的には、上記の機能別に評価指標を設定し、ワンストップ機能は、名寄せ後の事業者数や相談実績件数、コーディネート機能は、他機関への紹介数や連携支援数、高度な経営アドバイス機能は、成果確認件数や顧客満足度を評価することで、年度目標に対する達成度合い等により、各指標の評価ランク（S、A、B、C、D）を決定します。

評価が決定した後、チーフコーディネーターは全国本部の事務連絡を踏まえながら、全国本部が評価等のために活用する実施報告書等について、実施機関と協議し、関東経済産業局の了承を得た上で、全国本部に報告します。その後、全国本部が外部の有識者等で構成される委員会を設置し、次年度計画案のブラッシュアップの機会を設け、評価結果や実施報告書・次年度計画案等を基に、今年度の取組結果を振り返り、課題の特定・検証・改善の方向性を話し合う場を設けます。

なお、来年度の評価方針については変更となる場合がございます。

3. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

(1) 応募資格

次のいずれかの能力を有すると認められる者であること

- ① 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他公的資格を有する者
- ② 会社等の管理者または技術者として、10年以上の実務経験を有する者
- ③ 経営診断、販路開拓、商品開発用の中小企業等支援に3年以上の経験を有する者、または、当該分野において相応の実績を有すると認められる者
- ④ 技術等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者
- ⑤ 上記①～④に準ずる能力を有する者

次の要件を満たすこと

- ① 「2. (2) 契約条件等」に基づき、本事業に従事できること。
- ② 実施機関の指示、全国本部の依頼に速やかに従うことができること。
- ③ 実施機関と密接に連携し、事業開始後速やかに事業に従事できること。
- ④ 実施機関の規程等を踏まえつつ、専門的知見や能力を最大限活かしながら取り組むこと。

- ⑤ 公序良俗に反する活動を行う等、チーフコーディネーターとして不適切な者でないこと。

(2) 応募に当たっての注意事項

- ① 令和7年度にチーフコーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表する予定です。
- ② 応募申請書等の作成に係る契約前の費用は自己負担となります。
- ③ 本事業による支援によって得られたすべての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ④ 本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ⑤ 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取り消し理由等を公表する場合があります（（カ）に該当することにより取り消した場合を除く。）。
 - （ア）本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - （イ）応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - （ウ）国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - （エ）法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - （オ）社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - （カ）心身に著しい障害があるため、チーフコーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
 - （キ）その他、本事業のチーフコーディネーターとして不適格と認める場合

4. チーフコーディネーターの選定

(1) 選定プロセス等

関東経済産業局において、チーフコーディネーターの選定に係る審査を行う審査委員会を設置し、提出されたチーフコーディネーター応募申請書及び添付資料について、「4.(2) 選定基準」に基づき、書面審査を行い、一定基準を満たした応募者を面接により評価したうえで、チーフコーディネーターを決定します。

(2) 選定基準

チーフコーディネーターの選定は、次の選定基準に基づいて行います。

- ① 提出書類の内容が施策の意図と合致していること。
- ② 実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者等の課題、実施地域の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握し、強化すべき機能とそれを実現する提案が行われていること。
- ③ 中小企業・小規模事業者等に対する支援に当たり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること。
- ④ 中小企業・小規模事業者等の経営課題の抽出や具体的な課題解決策および経営支援

に対する優れた知識・経験・実績または優れた能力・資質を有していること。

- ⑤ 中小企業・小規模事業者等の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績または優れた能力・資質を有していること。
- ⑥ 実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や地方自治体の施策に関する優れた知見を有しているとともに、支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワークまたは優れた能力・資質を有していること。また、実施機関と良好な関係を構築できる資質や、実施機関と連携・協働して事業執行効果を高める能力を有しているか。
- ⑦ 幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること、または、知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること。
- ⑧ 中小企業・小規模事業者等からの相談体制の構築や、専門家のモチベーション維持・向上・管理など、本事業全体のマネジメント能力を有しているか。
- ⑨ くよろず支援拠点においてチーフコーディネーター又はコーディネーターを務められた方のみ>
くよろず支援拠点のチーフコーディネーター又はコーディネーターの経験を活かして、拠点運営の課題や改善点、その方針を具体的に有していること。

(3) 採用者数

千葉県、長野県において、各1名とします。

ただし、今回の公募、審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は、採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用候補者を決定します。

5. 応募要領等

(1) 募集期間等スケジュール

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ① 募集開始 | 令和7年4月30日(水) |
| ② 書類提出締切 | 令和7年5月21日(水) 正午必着 |
| ③ 面接審査 | 令和7年6月 |
| | ※詳細は、書面審査を通過した方へのみご案内いたします。 |
| ④ 審査結果の連絡 | 令和7年6月中 |
| ⑤ 事業開始予定 | 令和7年7月～ |

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和7年5月14日(水)17時までに「6. 問い合わせ先及び提出先」に記載のE-mailアドレス宛にメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、「6. 問い合わせ先及び提出先」に記載のE-mailアドレス宛てに連絡先(氏名、電話番号、メールアドレス)を令和7年5月14日(水)12時00分までに登録してください。

(3) 応募方法

応募書類は、提出期限までに、「6. 問い合わせ先及び提出先」に記載のE-mailアドレス宛

てに提出してください。提出いただく際は、メールの件名を必ず「【〇〇県応募】令和7年度よろず支援拠点チーフコーディネーター募集について」と明記ください。（「〇〇県」には、チーフコーディネーターとして応募したい県を一つ明記してください。）

※メールの容量が10MBを超える場合、受信できませんので、その際はメールを複数に分けて頂き、メールの件名に複数提出していることを明記ください。

※複数県の併願は認められません。複数県への応募書類の提出が確認された場合や、提出された書類に不備がある場合は、受理しません。また、締切を過ぎての提出は受理いたしません。期限に余裕をもって送信してください。

※郵送、ご持参いただいても受領できませんのでご注意ください。

（４）提出書類

① 令和7年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点チーフコーディネーター）に係る応募申請書（様式1）

② 暴力団排除に関する誓約書（様式2）

※PDFではなく、Wordのままでご提出ください。

※提出が確認できましたら2営業日以内に受領メールをお送りします。もしメールが届かない場合は、お手数ですがお電話でご連絡ください。

（５）採択結果の通知

採択、不採択の結果については、メールで通知します。

採択、不採択の理由については、回答出来ません。

（６）その他

提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。

採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。

6. 問い合わせ先及び提出先

経済産業省 関東経済産業局 産業部 経営支援課

担当：金松、小倉

TEL：048-600-0332

E-mail：bz1-kan-nw@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名を必ず「【〇〇県問合せ】令和7年度よろず支援拠点チーフコーディネーター募集について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上